

第6回 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会
議事要旨

| | | | |
|--------------------|---------------------------|--|-----------------|
| 日時 | 2022年7月22日(金) 15:00~17:00 | | |
| 場所 | 中央合同庁舎第2号館 1階 共用会議室6・Zoom | | |
| 出席者 (※はオンライン参加) | 委員長 | 東京農業大学 名誉教授 蓑茂 寿太郎 | |
| | 委員 | 千葉大学 園芸学研究院 教授 秋田 典子 (※) | |
| | | 東京都市大学 都市生活学部 教授 坂井 文 | |
| | | NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事 佐藤 留美 | |
| | | 東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授 出口 敦 (※) | |
| | | 公益財団法人都市緑化機構 専務理事 椰野 良明 | |
| | | 東京都建設局公園緑地部 公園計画担当部長 根来 千秋 | |
| | | 豊田市都市整備部 部長 阿久津 正典 (※) | |
| | 神戸市建設局 公園担当局長 広脇 淳 | | |
| | 事務局 | 国土交通省 公園緑地・景観課 | 公園緑地・景観課長 伊藤 康行 |
| | | | 国際緑地環境対策官 辻野 恒一 |
| | | | 公園利用推進官 曾根 直幸 |
| | | | 利用企画係長 長尾 潤 |
| | | 株式会社創建 | 川合 史朗 |
| 中尾 理恵子 | | | |
| 柳澤 茉莉 | | | |

資料

- 委員名簿
- 資料1 第5回検討会の主な意見と対応
- 資料2 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会とりまとめ(素案) 概要
- 資料3 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会とりまとめ(素案)
- 資料4 検討項目ごとの施策の方向性に関する論点
- 資料5 資料3に係る参考事例
- 参考資料1 第5回検討会議事要旨
- 参考資料2 都市公園の管理運営に関連する指針・ガイドライン等

■議事内容

1. 開会

- ・ 事務局より挨拶、配布資料の確認

2. 議 事

- ・ 資料1、2、3、4について、事務局より説明

(1) 都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会とりまとめ（素案）

- ・ 資料2の全体像について、デジタル技術を外出しにしたことでわかりやすくなったと思う。
ステークホルダーという言葉は、人によっていろいろな受け取り方があることが心配される。ここでは、どのような概念で使っているのか。
- ・ 公園管理者と利用者の一対一対応だけで公園の利用ルールやマネジメントを考えるのではなく、公園をイベントで活用する方、あるいはその外側にいる公園に関心を持っている事業者なども含めて、ステークホルダーとして巻き込み、参画を促していきたい。利害関係者という意味で考えている。
- ・ ステークホルダーには、利害関係者という意味と、強い関心を持っている人という意味がある。公園の場合は、後者の方がよい。強い関心を持っている人は公園によって違う。公園管理者としての自治体、指定管理者、利用者に加え、公園の周りに住んでいる人もステークホルダーである。後者だということをどこかに書いたほうがよい。
- ・ ステークホルダーという言葉は、一般的に権利を持っている人という感じを受ける。公園は、極めて公平に関わる人に権利があると思うので、ステークホルダーという語を使うのであれば、丁寧に説明する必要があると思う。
- ・ このように広がる言葉でこのような場合もあるという概念規定を軽くしておいたほうが、誤解がなく、使い分けることができる。
- ・ 全体的に構成がわかりやすくなった。その中で2、3指摘したい。
都市公園の意義・期待される役割の中で、心豊かな生活を支えるサードプレイスという表現が気になる。むしろ今まで議論してきた、人中心のまちづくりやSDGsの流れを考えれば、例えばウェルビーイングを支える社会のインフラという広めの言葉で表現し、健康や安全などの社会を支えるインフラだということを明示したほうがよい。都市公園制度150周年を意識したらどうかという前回の意見を踏まえると、戦前の都市公園の役割として最初に出てくるのは、市民の慰楽、健康である。150年目のパラダイムシフトで原点に戻る、本来の役割の再認識という意味も含めて、ウェルビーイングな社会を支えるインフラという表現のほうがいいのではないか。
2点目は、管理運営の柔軟化に向け取り組むべき重点項目の部分について。管理運営の

柔軟化は検討会の名称にもなっていることもあるが、この言葉にあまり縛られる必要はないのではないか。重点項目1は必ずしも管理運営の話ではない。公園をより魅力的なものとするために何が必要かという表現に変えてはどうか。視点のところも同様である。都市アセットとしての利活用は、必ずしも管理運営ではない。検討会の名称と少し離れるが、もう少し広めに捉えたほうがよい。

また、3つの視点と重点項目はそれぞれ対応していると理解したが、対応関係がわかりづらい。よく読めばわかるが、関係を整理したほうがよい。

- ・ サードプレイスの前にグリーンインフラという言葉があり、さらにインフラという言葉を使うとわかりにくくなるからこのようにしていると思われる。既存の公園をサードプレイスにするという打ち出し方は考えられる。ウェルビーイングは、「心豊かな生活を支える」の部分に含意されていると思うが、補強いただきたい。重点項目の部分の「管理運営の柔軟化に向けた」という表現は、過度にこだわっているように見える。視点との対応で良い表現はないか。また、3つの視点と重点項目は対応しているのか。
- ・ 一対一対応させているつもりはないが、意識して書いている。
- ・ 少し表現を変えてもよいのではないか。アセットの部分について、アセットマネジメントは資源としてあるものを資産化することである。そのような言葉から入ると、このアセットがわかりやすくなるだろう。資源だけでなく、資産という言葉をどこかに入れないか。
- ・ 先ほどの委員の発言に賛成である。中央の橙色の部分に、公園の魅力を高め、誰にでも来てもらうとある。その後にも、居心地よく誰もが快適に過ごせる公園、誰もが来なくなる公園などがあるように、まずは多くの人に公園に来てもらうことが重要である。たくさんの方に魅力的に感じてもらえる公園のために、管理運営について柔軟化することが伝わるような内容になるとよい。
現在、国外の公園を見ているが、公園管理者によると、時代やマネジメントの仕組み、気候、人、使われ方が変わる中で、多くの人に来てもらい続け、魅力を維持し続けるために、歴史的公園も含めて設計、植栽、ファニチュアの変更など、様々な取組をしている。例えば、強い太陽光を避けるために、園路沿いの植栽を増やす、気候変動に合わせて樹種を変更するなど、来園者が居心地良く感じるための様々な工夫に柔軟に取り組んでいる。大切なことは、時代が変化しても公園の魅力を維持し続けるために何をすべきか、ということを経営者が模索、実践できる環境づくりである。
- ・ 今までの議論を積み重ねたものになっていると思う。私たちも、公園が魅力的になり、多くの人に来てもらうことを大前提として日々取組を実践している。商業施設があるから人が来るのではなく、地域のコミュニティや居心地の良さなど、さまざまな工夫が

あって初めて多くの人に来てくれる。その先に何があるのか。

公園は地域社会の課題を解決するものであり、サステナブル、ウェルビーイングな暮らしを実現する場であり、それが大きな目標だろう。そのあたりの目標像が、公園管理者と話しても、市民と話していても、曖昧な感じがしている。公園の管理運営を担う自治体は、いろいろなことに悩み、どのように、どこをめざして管理運営していったよいかかわからなくなっている。苦情・要望、声の大きな人に振り回され、柔軟性がなくなっている。協議会も必要性を感じているが、ノウハウがない。平成26年度から27年度に開催された検討会以前から同じ課題が続いている。その辺りの方向性と方針はここにも書かれているが、何かが足りない。それが今、議論されている「〇〇〇〇〇〇」の部分や、重点項目の見出しの部分の表現ではないかと思う。

私自身は、公園の運営管理に携わるにあたり、SDGsのウェディングケーキの概念が非常によくできていると思っている。公園が自然環境を保持し、生態系ネットワークを形成していくことがベースにあり、かつ社会コミュニティを創出する場である。そうであれば、自然と経済、人流、物流が活性化し、健全な都市生活を送れるようになる。そのあたりがはっきりしていないと、意見の違いや、苦情・要望の強さ、弱さに左右されてしまう。今回、そこをブレークスルーできるとよい。

- ・ 資料3の中に、今の意見の内容が入っていると思う。全体の取りまとめの方向性についてはよろしいか。かなりよい評価のようなので、そのまま進めてもらってよいか。それでは、残された時間で、資料4をもとに議論を進めたい。資料4には、全体的に事例がついているので、フィジビリティ・スタディのようなことを多くしたと受け止めてよいか。
- ・ こういった取組を普及できればよいと考えている。実際には個別ケースによるところがあるため、全国的に示す際に、このように気を付けることがあるという示唆をいただければと思っている。
- ・ これだけのものが出されると、これを見た自治体が、自分たちはこの事例の流れで行えるなど気づきが得られる。非常によく整理されている。それによって先行事例や実施事例ができてくることに意味がある。
- ・ 都市公園条例の改正は、今回の成果の一つになると思う。都市公園条例は行政区のすべての公園が対象となっているが、例えば××公園条例といった個別の公園条例の可能性はあるのか。
- ・ 個別の公園条例はない。
- ・ 条例は一律の考えを示しているが、個々の公園ですることは異なる。緑の基本計画や、個別の公園マスタープランで対応するのかもしれないが、それを動かしていくために協定や規則のような仕組みを使う方法があるのではないか。

初回の検討会で、公園協議会が約 100 箇所設置されているが、ルールを協議しているのは 30 くらいという話があった。協議会の活性化は重要だと思う。そのために国が好事例を示すので、皆さんも進めてほしいというムーブメントをつくることは大いにあり得ると思う。

- ・ 条例は一つでも例えば建ぺい率等のように公園毎に異なるルールを設けることはある。また、利活用を広げる方法として協議会の意見を尊重するといったことを書く方法もあると考えている。現時点のひな型は、次に掲げる行為をしてはならないとしか書いてない。手続きを踏めばできることもある。そういった示し方を考えつつ、ローカルルールづくりができるひな型にすることはあり得ると思っている。自治体の委員の皆様の意見を伺いたい。
- ・ 先ほど、いろいろな社会実験があるという話があったが、社会実験の概念の中で協議会を期間限定で設けるといった方向に誘導してはどうか。アクションプランとして誘導しなければ、なかなか実行されない。今までは対策型で進めてきたが、そのような仕掛けをつくるのが新しい時代の公園行政だと思う。
- ・ 公園協議会の設置、運営を一定数経験してきたが、協議会の運営方法に悩む公園管理者が非常に多い。これまでの協議会は、整備工事に対する意見徴収など対策型でできたものがほとんどである。そういったケースは、対策が終わると会議が形骸化し、単に声が多い人の苦情の場になっていることが少なくない。
公園の利活用を推進し、公園が地域の中でまちづくりに貢献するための方策を話し合うのが公園協議会である。管理者側が公園と地域の特性を把握し、戦略的に企画を立てる必要がある。参画する関係団体は、地域を良くしていこうという方向で集まっているはずであり、方向性が明確であれば皆さんの力を引き出せる。しかし、協議会を運営したことの無い自治体職員にとっては非常にストレスフルな状況になっている。そこをうまくサポートする状況をつくれるとよい。
また、先程の発言を補足したい。公園ごとの特性、地域の特性をつかんだパークマネジメントをしていかないと、公園づくりの方向性がわからなくなる。そういったことを資料 2 に記載いただけるとよい。利用ルールも、例えば虫取りの可否など、都心の公園と丘陵地の公園では判断が異なると思う。公園特性、地域特性、地域課題など、客観的なデータを踏まえた上でのルールづくりをすれば、関係者の合意や協力を得られやすい。
- ・ 本検討会の当初から、公園の種類によって違うという意見があった。そのつながりだろう。資料 4 の 14 ページに地域コミュニティ型、民間パートナー型、指定管理者型とあるが、こういった型によって協議会も違うと思う。名称が協議会でないこともあるが、指定管理者型では必ず行う。そういった部分も事例を示していけるとよい。
先ほど資料 2 について、管理運営の柔軟化に向けて取り組むべき重点項目という表現に代わる表現がないかという話があったが、これはアクションプログラムみたいなも

のではないか。新しい時代に取り組むべきアクションプログラムといった表現にすればよいのではないか。公園のタイプによる違いについては、どこに書かれているか。

- ・ 資料3の本文中では、「公園の特性に応じて」といった表現を意識的に用いているが、あまり出ていない。
- ・ 重要なポイントであることから、当然入るものだと思っている。
- ・ 新とよパークは、とても良い事例だと思う。新とよパークのような取り組みが公園でできない理由は何か。何を換えれば公園でできるかを教えてほしい。
- ・ 昭和31年以降、都市公園条例のひな型を変えていないという話があったように、制限、禁止事項を条例で定めようとする、制約事項ばかりになり、したいことができない。新とよパークでは、3年ほどの実証実験の中で様々なチャレンジをして、ルールも利用者にも考えてもらえるようにパートナーズで運営している。実証実験が終わり、公共側で条例化する動きに入っているが、条例の議論をすると昭和31年のひな型に近づいてしまう。条例を踏まえながらも裁量を増やす工夫ができないかと考えているが、まだ結論は出ていない。

180箇所近い公園を効率よく管理しようとする、どうしてもひな型条例に近づいていく。そのため、新とよパークは、別にできないかを検討している。

- ・ ひな型が厳しいということか。
- ・ 今回の検討会を踏まえて、思い切ってひな型を柔軟に使えるようなひな型に変えることは考えているのか。それを各自治体が受け入れるかどうかは別としても、ガイドラインとして示してもらえるとありがたい。
- ・ はっきり決めているわけではないが、現在のひな型のように全てを網羅するのではなく、基本的なことを示すこともあり得ると考えている。その上で、チャレンジングなものができるような形を示し、自治体で考えられるようにすることが一つの方法かと思っている。
- ・ 実際に条例を運用する立場では、都市公園条例のひな型は何も決まっていないと思っている。運用する段階で公園ごとに使われ方が違うので、公園ごとに要綱を定めて具体的な基準や禁止事項等を定めて運用している。

現在は、公園は原則自由使用だという部分が浸透していない。公園は公の施設だから、役所に聞かないと使い方がわからないというイメージを持たれているように思う。自由に使えることが原則という法律がベースにあり、管理者からもっと使っていていいんだよというアピール、発信ができていないことは一つの問題だと思っている。公園を皆で使おうと発信することが大事ではないか。ローカルルールの詳細を条例やひな型で決めてしまうと、ローカルルールではなくなる。花火OK・NGは住民との合意形成で決

めてきた。そういうことは尊重すべきである。

身近な街区公園は、資料4・14 ページのケース1に当たり、我々にとってはこのケースが一番影響が大きい。その中でローカルルールを決めながら運用していくことは大事である。また、中間の地区公園、近隣公園に民間パートナーが入ってくると、活性化が進んでいくと思う。こういう部分に対し、柔軟に使えることをひな型などで示すことは大事だと思う。

公園協議会は、つくり方に柔軟性を持たせないと使いづらいものになる。公園によっては、ステークホルダーとして参加する方が限られている場合もある。原則自由に使えることが公園の良さであることを前提に組み立て、整理する方向がよいのではないか。

- ・ 原則は自由で、規則が例外という方向性で進めるということか。
- ・ 原則自由に賛成する。しかし、自治体の現場では、自由をはき違えているケースが多々ある。我々としては、パブリックな空間をいろいろな人々がつながる空間として譲り合って使っていきたい。その中で課題、使い方のアイデアが出てくると思う。資料2の真ん中あたりに、「つながる」といったイメージのフレーズが入るとよい。
条例のひな型は原則的なものでいいと思う。我々自身、昭和31年の禁止ばかりのひな型にかなり引っ張られてきたと思う。創意工夫が求められていると感じている。
- ・ 昭和31年のひな型は都市公園法成立時のものである。そこは変えていく時期ではないか。ひな型は、選択できるように3パターンほどあってもよいと思う。
- ・ 選択できるという案はいいと思う。パーツを組み合わせることができる方法もありがたい。自治体によって抱える課題も違う。プラモデルを組み立てるようにできるとよい。
- ・ 地方の自治事務の範疇であり、国交省からどの程度のことを示せるのかというのは非常に難しい問題である。そのため、グッドプラクティスの紹介とひな型を提示する手法がとられる。事務局が説明した方法もあるが、60年経ったこともありひな型を一度辞めてみるというのも一つの選択肢ではないか。
- ・ 国が政策の発信はしたほうがよいと思う。
- ・ 一つには、運用指針という形で発信している。あとは標準条例である。ひな型条例として示しているが、あまりにも古い。
- ・ 国がひな型を変えたからといって、自治体が横並びで条例を変えるかということ、変えないかもしれないというのが正直な感想である。公物として管理している以上、ここにあるようなことは一定程度行わなければ、何かあったときに取り締まれない。公園の利用を制限しようとしてこのような規定があるわけではない。運用指針か今回の報告書で、メッセージをしっかりと打ち出しながら、ルールづくりの際や協議会などに見せて、ローカルルールを足したほうがよいと示してもらおう方法がよいかもしれない。

- ・ 都市公園条例に近い他の条例にはどのようなものがあるか。他の例も数十年変わっていないのか。
- ・ 条例委任しているものとして、屋外広告物法がある。屋外広告物法は標準条例（条例ガイドライン）があるが、少しずつ内容は変わっている。
- ・ 少しずつ変わっていることに魅力がある気がする。
- ・ 屋外広告物法と都市公園条例は性格が異なる。屋外広告物法は委ねているからこそ、条例のひな形が重要となる。それがなければ、看板などが大変なことになる。
- ・ 都市公園は、公物管理の側面が強いのか。
- ・ そのとおりである。
- ・ 本日、参考資料2として指針、ガイドラインの一覧をつけていただいた。このラインナップの一つに、都市公園条例やルールづくりに関わるガイドラインのようなものができるとうい。
- ・ 現場は条例の具体的な運用について行政の担当と話し合いながら対応している。皆さん迷うのは、対立した意見が出たときに、どうルールをつくり、どう運用するか。そのような課題に対して、行政も民間の管理者も一緒になって、勉強会や、グッドプラクティスをもとに話し合える場をつくってけるとよい。
公園管理運営士という資格があり、多くの公園管理者が資格試験を受けているが、ほとんどが民間の事業者である。国や自治体等は行政職員向けの講座を行っているが、官も民も公園管理をすすめるうえで同じ課題を抱えている。互いに話し合い、学びあう場をつくってけるとよい。またこのような検討会でよい枠組みをつくったとしても、現場にはなかなか伝わっていきにくい。官民双方に周知し、現場で運用するための方法論を伝えるための仕組みが必要である。
- ・ ④の実験的な利活用についてはいかがか。今まで行っている社会実験について、期間の問題などがあったが、取り上げた事例ではどうなっているか。
- ・ 横浜市の事例は、1日～2日のイベントの許可に関するものである。うめきたの事例の期間は把握できていないが、一定期間だったと思う。平城宮の事例は、できれば1年間実施したいが、選定プロセス含め1年ではできていない状況である。現在の法令に基づく占用許可については、イベント関係は1回につき3か月が限度となっている。運用上、実際には1年間できる形で許可をすることはできると思う。
- ・ 横浜市の事例は、非常にいい方法だと思う。公募という点がよい。公園管理の現場では、特定の人イベントなどをやらせてほしいと言ってくるケースが非常に多い。それを公平性を担保する意味でも、公募という透明性のあるプロセスを経ることは、他の実験

的な利活用を進める上でも非常によい方法である。

- ・ 平城宮の社会実験を見て思ったが、社会実験を行った後、原状復旧するよりもそのまま運用した方がよいと思われるものの扱いはどうなっているか。
- ・ 平城宮の例では、何かを設置するというイニシャルはないが、実装できるものは実装するという方向である。
- ・ まさに実装が重要である。社会実験は終わった後、原状復旧しなければならないため、実施側もそこにかかるコストがもったいないと感ずることがある。良いものはそのまま実装できるという道が示されているとよい。海外の公園では、社会実験をして市民に評判が良かったものはそのまま残すことが行われている。そうすると投資が無駄にならずに、スムーズに新しいことを取り入れることが可能になる。
- ・ 公募の原則は記載した方がよい。
- ・ 社会実験について、公園に実装するための社会実験と、例えば広い場所でモビリティの実験をしたいから公園を使うという社会実験があると思う。後者の場合は、資料4・11ページの表のどの項目にあたるのか。
- ・ 公園管理者ごとに判断していると思うが、催し物（3か月）という整理が多いと思う。
- ・ ここに新たな項目を加えることを考えているのか。それとも、文言を付け加えることを考えているのか。いろいろな社会実験があることから、妥当な期間を決めるのは難しいのではないかと。それでも決めておいたほうがよいのか。
- ・ 例えばモビリティの実験なら、テントは占用許可の対象だが、モビリティに乗って回るのは行為制限の解除の考え方をとり、イベントとしてモビリティの試乗を許可するという方法で対処していると思う。
- ・ それならば、社会実験を少し細かく分けて示す必要があるのではないかと。
- ・ 想定される社会実験を考えて整理してはどうか。
- ・ 次に、⑤担い手の拡大と共創、⑥自主性・自律性の向上の議論に移りたい。前回、自立性・自律性の話をしたが、自立という言葉をどこかに入れていただきたい。補助金に頼りにした運営はよくない。自立できなければいけない。
- ・ 屋外広告物設置は、この会が始まる前から論点だったと思うが、どの程度柔軟化するのか。公園内への広告物設置には慎重になったほうがよいと思っているが、柔軟化の範囲・程度はどのように決めるのか。
- ・ 公園の管理運営の質の向上につながる収益を上げるための手法の一つとして、広告物

掲出があると考えている。屋外広告物に該当するので、条例で定めってもらうことになるが、そういった部分を促す選択肢もあると示すことが考えられる。程度問題、デザインの問題も考慮する必要があることから、どういった示し方がいいか、意見をもらえればありがたい。

- ・ ネーミングライツを導入している体育館等に掲出された大きい看板は気になる。
- ・ 担い手と一言で言っても、一人ひとりの市民から、市民団体、NPO、企業、福祉団体、学校、大学と多様である。地域のステークホルダーには限りなく種類があり、私たちは、それらの方々とお付き合いしながら、皆さんのニーズに応えるパークマネジメントを実践している。さまざまな案件がある中で、ルールや決まりなど細かく規定して決めることは難しい。かつ自立性、自主性を認めるといったときに、公平性、平等性を踏まえながら対応するには、相当なコーディネートスキルが必要になってくる。担い手の自主性・自立性を重んじながら、ここまでは良い、ここからはだめだと公園管理者が一律に決めることは難しい。アマチュアからプロまでいろいろな担い手がある中で、私たちは相手の力量によってサポートの仕方を変えながら、公園利活用の最適化をはかっている。特に安全管理は重要であり、事故が起きないレベルの活動にするためのルールづくりについて話し合い、理解いただく努力をしている。自主性・自立性を尊重しながらも、安全に楽しく公園を活用いただくためには、管理者側に一定のマネジメントノウハウが求められる。これについてはしっかり検討して周知しないと、現場の運用の際に混乱してしまうと思う。
- ・ 柔軟な資金調達（収益事業）と書かれているが、資金調達と収益事業を同一のものとして考えるのか。資金調達とは通常、組織を立ち上げる際に銀行から借入れをしてスタッフを雇用する際に使う。収益事業は、体制が整った後で管理運営の中で収益を上げるとのことだと思うが、2つが混在しているように見える。
- ・ 資金調達の一部に収益事業があるという考え方である。タイミングの違いはあると思う。民間の方が管理運営に関わるタイミングで資金調達するという観点もあれば、収益事業から資金を得ることも資金調達の手法だと思う。
- ・ 担い手の立場から見ると、すべてそろった状態で2番目、3番目の公園に着手しようというタイミングでは収益事業でよいと思う。ゼロから担い手になろうとする人を育てようとするのであれば、担い手の立場でわかるようにしておいたほうがよい。
- ・ 調達という言葉の意味が問題かと思う。普通は、確保という言葉や内部留保などが該当する。事業体であれば、内部留保をしておかなければ、次の収益事業が始められない。言葉の使い方を整理したほうがよい。
- ・ その方向でお願いしたい。

- ⑤はタイトルに書かれているように、共創をベースに考えた方がよい。事業者、担い手に安定的に事業を継続してもらうためには、一定の収益が必要である。そのときに、公園管理者側がどこまで許容できるかだと思う。エンドユーザーである利用者が満足できるのであれば、ある程度許容してよいのではないか。何でもよいということはないが、利用者の便益になるのであれば広い心で認めてよいのではないか。

また、アドバイザー派遣などが公共団体で進められているが、本文でも構わないが、例えば公園管理運営士といった民間資格の活用についてもどこかに入れておいていただきたい。
- 公園のボランティアや市民団体という文言があまり入っていない。ボランティア活動の仕組みづくり、市民団体との連携に関わるマネジメントは、現場では大きな課題の一つであるため、内容に加えていただきたい。
- 第3回検討会までにゲストスピーカーからいただいたお話を全て網羅できていない部分があるので、きちんと精査したい。
- 利用ルールの弾力化は、条例の問題である。政策発信というスタンスを持って、古いひな型を進化させなければならないという方向で整理していただきたい。

実験的な利活用は、実例が示されているが、最近の実験的なものがどのように組み込まれているかがわかる資料の整理をお願いしたい。そのときに、公募により公平性や社会性を担保することを記載していただきたい。

担い手の問題は、ステークホルダーとの関係をにらみながら、言葉を使い分けていただきたい。その時に、ボランティアのことにも触れていただきたい。行政が担う公共から、最終的には市民が担う公共に移る。そこに至る過程として、指定管理や企業がでてくると思う。その幅を見ながら検討していただきたい。

また、ガイドラインのようなものができても、専門家の育成に関する研修がないと回らない。ガイドラインを周知する取組が必要である。そのあたりを追加してほしい。

資料3については、皆さんに全体をとおしてよく見ていただきたい。大きな枠組みは、これまでの意見がよく反映されていると思う。細部について、改めて精査いただきたい。

3. 閉会

以 上